

《平成 18 年度著作権重要判決紹介》

空調機器講習テキスト事件

(東京地判平成 18 年 2 月 27 日, 平成 17 年(ワ)第 1720 号)

(知財高判平成 18 年 10 月 19 日, 平成 18 年(ネ)第 10027 号)



平成 18 年度著作権委員会 委員 石井 茂樹

目 次

1. 事件の意義
2. 事件の概要
3. 主な争点
4. 第一审の判断
5. 控訴審の判断
6. 考察
 - (1) 職務著作の成否(公表名義要件)について
 - (2) 同一性保持権侵害について

1. 事件の意義

過去の裁判例には、送り仮名変更や読点の切除、平仮名から漢字への変更等の軽微な変更であっても同一性保持権の侵害に該当すると判断された事例が存在するが、「法政大学懸賞論文事件」⁽¹⁾(東京高判平成 3 年 12 月 19 日, 平成 2 年(ネ)第 4279 号), 「家庭用学習教材事件」⁽²⁾(東京地判平成 16 年 5 月 28 日, 平成 14 年(ワ)第 15570 号)等), 本件では、紹介する具体例の削除等の変更につき、同一性保持権の侵害が否定されている。同一性保持権が限定的に解釈されている点で注目に値する判決であり、同一性保持権侵害の判断基準を考える際に参考になるものと思われる。

また、本件では、職務著作の成立要件の 1 つ「法人等の名義の下で公表するもの」に該当するか否かについても争われており、この点も、本判決の主な争点の 1 つとなっている。

2. 事件の概要

Y₁ 会社の従業員であった X が、Y₁ 会社在職中に作成した講習資料(以下、「12 年度資料」という)につき著作権を有することを理由に、Y₁ 会社従業員をして、12 年度資料の複製等を行って講習資料(以下、「13 年度資料」及び「14 年度資料」という)を作成させ、Y₂ 工業会において、複製された資料を配付するなど、共同して X の著作権(複製権、口述権)及び著作者人格権(氏名表示権、同一性保持権)を侵害し

たとして、Y₁ 会社及び Y₂ 工業会(以下、あわせて「Y ら」という)に対し損害賠償等を請求した事件。

これに対し、Y らは、X 作成の 12 年度資料は、職務著作として Y₁ 会社が著作者となるもので X は著作者ではないこと、また、職務著作でないとしても、その複製につき X からの許諾を受けていること等を主張して争った。

なお、本件において前提となる事実関係は、以下の通りである。

- ・Y₂ 工業会は、計装工事技術の総合的調査研究等の事業を行う社団法人であり、計装士の知識及び技術の維持講習のため、計装士技術維持講習(以下、「維持講習」という)を実施している。維持講習の講師は、Y₂ 工業会の依頼を受けて会員企業から派遣された者(概ね 4, 5 社から 1 名ずつ)が務め、それぞれの講師が、原則として同一テーマで 5 年間継続して講習を担当することとされている。
- ・維持講習のテーマのうち「空調技術の最新動向と計装技術」につき、Y₁ 会社から講師が派遣され、平成 10 年度から平成 12 年度までは、当時、Y₁ 会社東京本店計装システム部に所属していた X が務めたが、X が他部署へ異動となったため、平成 13 年度及び平成 14 年度は、計装システム部に所属していた疎外 B が講師を務めた。
- ・X は、講師を務めた平成 10 年度から平成 12 年度の維持講習について、講習資料を作成した。また、疎外 B は 13 年度資料及び 14 年度資料を作成したが、その際、X 作成の 12 年度資料を利用して、12 年度資料の大部分の記述をそのまま用いて 13 年度資料が作成され、それを基に 14 年度資料が作成された。なお、X は維持講習の講師を B に交代するに際して、B に対し、12 年度資料の原稿の電子データを交付している。

3. 主な争点

- ① 平成 12 年度資料について、職務著作として Y₁ 会社が著作者となるか否か
- ② X は、平成 12 年度資料の複製について許諾していたか否か
- ③ Y₁ による氏名表示権侵害の有無
- ④ Y₁ による同一性保持権侵害の有無

4. 第一審の判断（東京地判平成 18 年 2 月 27 日、平成 17 年（ワ）第 1720 号）～請求棄却

（1）争点①（職務著作の成否）について

職務著作が成立するためには、「(a) 法人等の発意に基づくこと」、「(b) 法人等の業務に従事する者が職務上作成したこと」、「(c) 法人等が自己の著作の名義の下に公表するものであること」及び「(d) 作成時における契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと」の 4 要件を満たす必要がある。

本件においては、(d) の要件を満たしていることにつき両当事者間で争いがなく、また、(a) 及び (b) の要件を満たしていることに関しても裁判所は認めている。しかし、裁判所は、(c) の要件を満たすものではないと判断し、結論として職務著作の成立を否定した。

「維持講習の講習資料集の体裁によれば、12 年度資料には、講師名として X の氏名が表示されるのみであり、著作名義については、その表示がなされていないか、あるいは、講習資料集の表紙に表示されている Y₂ 工業会の著作名義と解すべきであり、Y₁ 会社の著作名義で公表されたと認めるることはできない。12 年度資料の表紙の講師名の記載は、講師と資料作成者とが異なることもあり得ることからすれば、講習資料の著作者を示したものとは認め難いし、加えて、講師名に付された Y₁ 会社の名称は、X の所属する会社名を記載したにすぎないものと理解されるのが通常であって、Y₁ 会社が講習資料の内容について最終的に責任を負うことを表示したものと理解されるのは困難である。」

（2）争点②（複製についての許諾）について

争点②に関して、裁判所は、以下の理由で、X が平成 12 年度資料の複製について黙示的に許諾していたと認定し、13 年度資料及び 14 年度資料が 12 年度資料の複製物であるとしても、その作成や交付は、12

年度資料についての X の複製権を侵害するものではない、と判断した。

「X は、上司である A からの指示を受けて、平成 13 年度から維持講習の講師を B と交替するとともに、B に対し、12 年度資料の原稿の電子データを交付していること、原稿を B に交付すること自体も、A により、B に引き継がせるものとして指示されたこと、維持講習のための講習資料作成は、同講習の講師を務めることとともに、職務上なされたものであること、維持講習は 5 年間同一のテーマで行われ、その間の講習資料の大幅な変更は予定されていないことが認められるところ、これらの事実に加えて、12 年度資料を単に参照するのみであれば、X に原稿の電子データの交付を求める必要はなく、原稿の引継ぎの指示に基づいて X から何らの留保もなく電子データが交付されたことからすると、X においても、12 年度資料の原稿を複製して平成 13 年度以降の維持講習の講習資料を作成するものと認識していたと理解できる。これらのことと併せて考慮すれば、X において、B が、職務上、13 年度資料及び 14 年度資料を作成するために、12 年度資料を複製することを許諾していたと解するのが相当である。」

なお、X は、口述権侵害をも主張していたが、裁判所は「維持講習の講習資料は、講演の内容を示し、解説しているものではあるが、その性質上、内容が朗読等によって口述されるものではないのであって、同資料をもとに講演をすることをもって、同資料を口述したということはできない」として、Y₁ が 13 年度資料及び 14 年度資料を X の許諾なく使用したか否かを検討するまでもなく、口述権の侵害にはあたらない、と判断している。

（3）争点③（氏名表示権侵害の有無）について

争点③について、裁判所は、以下のように判示し、氏名表示権侵害を否定した。

「12 年度資料の表紙に講師名として記載されている X の氏名の表示は、あくまでも当該維持講習の講師名を表示するものであって、12 年度資料の著作名義を表示するものとはいはず、氏名表示権の、著作者名を表示するかしないかを選択する権利であるという側面からみた場合、X は、12 年度資料について、少なくとも、X の氏名を著作者名として表示し

ないことを選択しているものと解される。そうすると、13年度資料及び14年度資料に講師名としてBの氏名を付するとともに、その他は、12年度資料及び同資料を含む講習資料集と同様の表示をして、平成13年度及び平成14年度の維持講習の講習資料集を作成し、使用することは、著作者名を表示しないこととしたXの措置と同様の措置をとっていることになるから、著作者名の表示に関するXの当時の意思に反するものではな（い。）」

（4）争点④（同一性保持権侵害の有無）について

争点④について、裁判所は、同一性保持権侵害の成否については、「社会通念上著作者の意に反する」か否かで判断する旨、判示した。

「（著作権法20条1項における）意に反するか否かは、著作者の立場、著作物の性質等から、社会通念上著作者の意に反するといえるかどうかという客観的観点から判断されるべきであると考えられる。」
そして、変更箇所一覧表記載の各変更部分については、

- (a) 「一般的な読み方を示す言葉への置き換え」、「抽象的、専門的な表現から、より一般的に用いられている用語への置き換え」、「単に表現を平易にするもの」及び「記載順序を変えて重複する表現を一部省略すること」は「改変」には該当しない旨
- (b) 平成12年度資料の性質や本件講習の資料に用いるという利用の目的及び態様から、「最新情報の追加」及び「説明事項の追加」は「やむを得ない改変」に該当する旨
- (c) 「紹介する具体例を3つから2つに減少させる」ことは、12年度資料と分量的にもそれほど差異がないものを作成することが客観的に求められている本件講習の資料として作成するという利用の目的及び態様から、「やむを得ない改変」に該当する旨

等を認定し、いずれの変更部分についても同一性保持権の侵害を否定した。

5. 控訴審の判断（知財高判平成18年10月19日、平成18年（ネ）第10027号）～控訴棄却

（1）争点①（職務著作の成否）について

争点①について、裁判所は、第一審と同様、公表名

義要件を満たしていないことを理由に、職務著作の成立を否定した。

「Xの担当する講習に係る12年度資料が他のテーマの講習資料と合綴されている平成12年度の講習資料集の作成名義は、表紙の下段に表示されているY₂工業会であると認められ、Y₂工業会が講習資料の内容について最終的に責任を負うことを表示したものということができる。そして、Xの作成した12年度資料の表紙の『Y₁（株）東京支店計装システム部部長X』との記載は、講師がXであることを表示しているにすぎず、また、『Y₁（株）東京支店計装システム部部長』は、講師の肩書であって、そこに『Y₁（株）』との語があるとしても、Xの所属する会社名を表示するにすぎないものと理解するのが通常というべきである。」

（2）争点②（複製についての許諾）について

争点②に関して、裁判所は、本件の具体的な事情の下では、

「Xは、上司であるAからの引継ぎの指示を受けて、平成13年度から維持講習の講師をBと交替とともに、Bに対し、上記指示に基づいて、何らの留保をすることもなく12年度資料の原稿の電子データを交付したのであるから、13年度資料及び14年度資料を作成するために利用させる意思であったものと解すべきであり、ここに利用させるとは、Xの後任者が13年度資料及び14年度資料を作成するために、必要に応じて、12年度資料に変更、追加、削除等の改変を加えることをも含むものであって、Xは、そのような意味で12年度資料の複製を黙示的に許諾したものと解するのが相当である。」

と認定した。

従って、13年度資料及び14年度資料の作成や交付は、12年度資料についてのXの複製権を侵害するものではなく、また、口述権の侵害の有無についても、「Yらは、Xの默示的な許諾の下に12年度資料を複製して13年度資料及び14年度資料を作成し、これを講義に使用したのである」から、Xの口述権を侵害したとの主張は前提を欠くものであって理由がない、と判断している。

（3）争点③（氏名表示権侵害の有無）について

争点③については、原審と全く同様の理由で、氏名

表示権侵害を否定した。

(4) 争点④（同一性保持権侵害の有無）について

争点④について、裁判所は、同一性保持権侵害の有無は、「著作者の同意に基づく改変」といえるか否かで判断する旨、判示した。

「Xの後任者が、13年度資料及び14年度資料を作成するために、12年度資料の表現についての基本的な構成、内容を前提として、上記目的に沿って12年度資料の表現をより適切なものにし、内容もより適切なものにし、その資料全体を充実させることは、上記講習資料作成の目的に沿い、必要に応じて行う変更、追加、切除等の改変であって、Xが黙示的に許諾していた複製に含まれ、著作者の同意に基づく改変として、Xの同一性保持権を侵害するものとはいえない。」

そして、変更箇所一覧表記載の各変更部分については、

「いずれも、Xが黙示的に許諾していた複製に含まれる必要な範囲内の改変であると認められるから、著作者の同意に基づく改変として、Xの同一性保持権を侵害するものとはいえない。」

と判断した。

6. 考察

(1) 職務著作の成否（公表名義要件）について

職務著作の成立要件のうち、本件では、特に「公表名義要件」を満たしているか否かが問題となっている。当該要件が問題となった裁判例としては、例えば、「ラストメッセージ in 最終号事件」（東京地判平成7年12月18日、平成6年（ワ）第9532号）や「塾数学テキスト事件」（東京地判平成12年10月26日、平成11年（ネ）第5784号）がある。

「ラストメッセージ in 最終号事件」⁽³⁾では、執筆者名が表示されている場合であっても、「法人等の名義の下に公表するもの」に該当する、と判断されている。

「本件記事は、当該雑誌の休刊又は廃刊にあたっての挨拶文であり、会社の機関ないし一部門として当該雑誌の編集作業に携わった者が会社を代弁して挨拶するために、これらの者が法人内部の職務分担として執筆したものと認めるのが相当であり、このこ

とは、44の記事を除き、『編集長』という肩書や『編集部』、『スタッフ』等の表示が付されていることからも明らかである。」

同様に、「塾数学テキスト事件」⁽⁴⁾においても、個人名が表示されているにも関わらず、「法人等の名義の下に公表するもの」に該当する、と判断されている。

「本件テキスト一ないし六には、表紙の『VERITAS 数学科』に『[A]著』との語句が追加されているけれども、このような語句の追加によって、著作権の帰属が左右されるものではなく、単に、被控訴人の塾における執筆担当者であるといったことを示す程度の意味しかないというべきである。」

このように、「公表名義」要件を満たしているか否かについては、単純に、「誰の名義」が表示されているかという点のみで判断されるものではなく、そこに表示されている「名義」の実質的意味合いを著作物との関係で検討し、それが「著作名義」と理解し得るか否かで判断されるものである。

したがって、「個人名」が表示されていることを理由に「法人等の名義の下に公表するもの」に該当しないとされるものではなく、また逆に、「法人名」が表示されていることを理由に「法人等の名義の下に公表するもの」に該当するものでもない。

かかる観点から、本件で著作権の帰属が争われている12年度資料が「誰の名義の下で公表」されているかを検討する。

12年度資料が掲載されている維持講習の講習資料集の体裁は、以下のようなものである。

- ・講習資料集の表紙には、上部の囲み内に、当該年度と、「計装士技術維持講習」の文字とが2段で表示され、その下に、当該年度で行われる維持講習のテーマが箇条書きで表示され、下部にY₁工業会の名称が表示されている。
- ・各テーマの講習資料は、それぞれ表紙が付され、表紙には、上部の囲み内にテーマが表示され、下部に「講師」という表示に続いて、講師の所属部署や役職とともに、氏名が表示されている。
- ・表紙に続いて設けられている目次の体裁は、各テーマの講習資料によって異なっており、ページ数

も、各テーマの講習資料内で完結しており、講習資料集としての通しページは、付されていない。

かかる体裁によれば、12年度資料の表紙に記された「Y₁（株）東京支店計装システム部部長X」の表示は、単に、講師名を記したものにすぎないと考えるのが自然である。そして、そうである以上、その表示中「Y₁（株）」の部分は、「講師の所属会社名」を表示したにすぎないと理解できるもので、12年度資料の著作名義を示したと評価し得るものではない。

単に「Y₁（株）」の表示があることをもって、「法人等が自己の著作の名義の下に作成したこと」といえないことは上述の通りであり、前掲した12年度資料の体裁よりすれば、「公表名義要件」を満たしていないことを理由に職務著作の成立を否定した本判決は、妥当である。

なお、傍論ではあるものの、「エスキース事件」⁽⁵⁾（東京高判平13年9月18日、平成12年（ネ）第4816号）においても、本判決と同様に、「法人名」の表示があつても、それは個人名の「所属・肩書き」を表したものすぎず、「法人等の名義の下に公表するもの」ではない、との判断がなされている。

「控訴人は、早稲田大学は、本件記念館及び桃華楽堂の設計図書を『早稲田大学D研究室D』の名で公表した旨主張する。しかし、仮にこれが事実であるとしても、社会通念に従えば、『早稲田大学D研究室』の部分は、これに続く『D』の肩書きにすぎないものであり、この記載をもって早稲田大学の著作の名義の下の公表であるということは、到底できない。」

（2）同一性保持権侵害について

同一性保持権侵害の有無に関し、第一審・控訴審とともに、その侵害を否定しているが、その判断基準が異なっている。

すなわち、第一審においては、「著作者の立場、著作物の性質等から、社会通念上著作者の意に反するといえるかどうかという客観的観点」から判断されており、控訴審においては、「著作者の同意に基づく改変」といえるかどうかという観点から判断されている。

第一審においては、まず、著作物の性質として、12

年度資料は以下のようなものであると認定している。

- ・計装士の資格を有する者に対して、講習内容についての事実を正しく伝え、また、関連する最新の情報を伝えるとともに、講演者の個性ではなく当該分野での経験に基づく専門知識を伝達することが期待され、予定されている。
- ・5年間同一のテーマで行われる維持講習の資料であって、合綴されて講習資料集としてまとめられるという性質上、他の年度の講習資料と分量的な差異がそれほど生じないようにすることが求められている。
- ・次年度の資料作成のために複製が許諾される場合には、講演の時期に合わせた修正がなされること、用語などについても、当該分野で一般的に用いられている最新のものを選択することが求められている。

かかる著作物の性質から考えた場合、「最新情報の追加」や「説明事項の追加」については、「社会通念上著作者の意に反するものではない」と言い得ると思われ、この点については、第一審の判示事項でも示されている。

一方、紹介する具体例を3つから2つに減少させる変更箇所が「社会通念上著作者の意に反するものではない」と判断した第一審の理由づけについては、やや違和感を覚える。

当該変更箇所につき、裁判所は以下のように判示して、その変更が「社会通念上著作者の意に反する」ものではないとしている。

「資料の一部に最新情報を追加したことなどに伴い、資料全体のページ数を増やさないために行われたものであるから、12年度資料の性質、12年度資料と分量的にもそれほど差異がないものを作成することが客観的に求められている本件講習の資料として作成するという利用の目的及び態様から、やむを得ない改変に当たると解され、同一性保持権を侵害するものではない。」

上記判示事項を字義通り捉えると、本変更箇所について「やむを得ない改変」に該当するか否かについては、主として、「12年度資料と分量的にもそれほど差異がないものを作成する」ことが求められていたという事情、すなわち「経済的理由」に求めているよう

ある。

確かに、本件においては、そのような事情が存するようではあるが、変更箇所一覧を確認する限り、具体例を1つ減らしたことによって削減できたページ数は僅か2頁程度である。12年度資料の総ページ数は不明であるが、少なくとも35頁以上からなることは変更箇所一覧で理解でき、全体の分量の関係から、この僅か2頁を削減する強度の必要性が存するとまでは言い難いように思われる。

特に、「経済的理由」のみをもって同一性保持権侵害を否定するのであれば、例えば、ページ数の関係で、改行部分を改行しないように変更する行為は、すべからく同一性保持権侵害を否定されてしまうことになり兼ねない。かかる解釈は、著作者の人格的利益を保護すべく設けられている同一性保持権を著しく制限するものであり、妥当ではなかろう。

例えば、「脱ゴーマニズム宣言事件」⁽⁶⁾（東京高判平成12年4月25日、平成11年（ネ）第4783号）においては、レイアウトの都合という「経済的理由」のみをもってしては、著作権法第20条第2項第4号にいう「やむを得ないと認められる改变」とはいえない、と判断されている。

「カット37において原カット（ハ）の配置を変更したのは、被控訴人書籍のレイアウトの都合を不当に重視して原カット（ハ）における控訴人の表現を不當に軽視したものというほかはなく、被控訴人ら主張に係る著作物の性質、引用の目的及び態様を前提としても、カット37の右改変を、著作権法二〇条二項四号の『やむを得ない改変』に当たるということはできない。」

したがって、第一審において、紹介する具体例を3つから2つに減少させる変更箇所が同一性保持権を侵害するものではないと判断する理由としては、「経済的理由」を前面に出すのではなく、他の点に主眼をおくべきであったように思われる。

そして、そのような理由としては、

・XからBに12年度資料の原稿の電子データが交付されているところ、該行為は、Bが13年度資料及び14年度資料を作成する際に、必要に応じて、12年度資料に変更、追加、切除等の改変を加えることを默示的に許諾していたと評価できる

こと（著作者の立場）

- ・12年度資料は、専門知識を伝達することが期待された著作物であり、講演者の個性を伝達する著作物ではないこと（著作物の性質）
- ・具体例を3つから2つに減少させる変更箇所は、本文の理解を助けるための具体例の削除にすぎず本文自体の削除ではない上、その他に具体例が2つ存在していることから、当該変更があっても、12年度資料の基本的な構成・内容が変更されないこと（変更箇所、変更の程度）

等が考えられ、このような諸事情を踏まえれば、同一性保持権侵害を否定した結論自体は肯首し得るであろう。

本件第一審の判断事項を字義通り捉えて、「経済的理由」をもって同一性保持権侵害を否定できると理解すべきではなく、本件は、控訴審で判示するように、「Xが黙示的に許諾していた複製に含まれる必要な範囲内の改変であると認められる」と判断し得る特異な状況下での判断であったことに注意すべきである。

なお、本件控訴審と同様の処理をしたと思われる判決としては、例えば、「スウィートホーム事件」⁽⁷⁾（東京高判平10年7月13日、平成7年（ネ）第3529号）がある。

「一般に、テレビ・コマーシャルの挿入が必要であるとしても、著作者である監督の了解を得ないで行われたその挿入は、当然に正当化されるものではなく、その挿入の回数、時間、挿入箇所等の内容によっては、当該劇場映画が視聴者に与える印象に影響を及ぼすものと認められるから、その態様如何によっては、著作権法二〇条一項に規定する『意に反』する『改変』に該当する場合があると解される。しかし、本件では、控訴人が本件映画のビデオ化、テレビ放映などの二次的利用を広く承諾していたものであり、その中には、当然、民間放送でのテレビ放映も含まれ、しかも、テレビ放映の際の六箇所のテレビ・コマーシャルの挿入部分の指定も、前記トリング及び改変と同様、本件映画の製作総指揮として編集等を実質的に取り仕切ったAにより慎重な配慮に基づいて行われたものであり、その回数、時間、挿入箇所等を併せ考えても、これらのテレビ・コマーシャルの挿入箇所の指定は、控訴人の了解の

範囲内にあるものと認められるから、著作権法二〇条二項四号に規定する『著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ない改変』に該当するものと認めるのが相当である。」

注

(1)研究論文の著作者である学生が、雑誌に掲載された自己の研究論文の送り仮名や読点が変更されていたため、同一性保持権侵害等を主張した事件。裁判所は、「『やむを得ないと認められる改変』に該当するというためには、利用の目的及び態様において、著作権者の同意を得ない改変を必要とする要請がこれらの法定された例外の場合と同程度に存在することが必要であると解するのが相当というべきである。」との一般論を述べた上、「本件論文は大学における学生の研究論文であり、また、本件雑誌が大学生を対象としたものであることは、弁論の全趣旨により明らかであることからすると、利用の目的において、教科用の図書の場合と同様に前記のような改変を行わなければ、大学における教育目的の達成に支障が生ずるものとは解し難いし、また、前記のような性格の論文において、他の論文との表記の統一がいかなる理由で要請されるのかも明確ではない。」として、送り仮名変更や読点の切除等の軽微な変更が同一性保持権の侵害にあたると判断した。

(2)児童文学作品の著作者であり著作権者である原告らが、被告が本件各教材を印刷、出版及び譲渡をする行為が、原告らの著作権（複製権及び譲渡権）並びに著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）を侵害すると主張した事件。同一性保持権侵害に対し、被告は、「単なる表記上の問題にすぎないひらがなの漢字への変更、『?』から『。』への変更及び軽微な文章の一部削除・加筆・変更にすぎず、当該各改変により、社会通念上、原告らの名誉・声望などの人格的利益が害されるおそれがあるとはいえないから、『意に反する改変』には当たらない」と主張したが、裁判所は、「著作権法20条1項の同一性保持権は、著作者の人格的利益を保護する趣旨の規定であるところ、・・・本件各著作物は、いずれも児童文学作品であり、著作者である原告らの人格的要素が反映された文芸作品ということができ、よって、かな・漢字の表記方法や感嘆符の付け方等も含め著作物の完全性の保持を要する著作物であるるべきである。」として、上記各改変行為が同一性

保持権の侵害にあたると判断した。

(3)休刊又は廃刊となった各雑誌の最終号の表紙、休廃刊に際し出版元等の会社やその編集部、編集長等から読者宛に書かれた文章等を集めた書籍を制作・販売した被告に対し、休廃刊となった各雑誌の出版元が、複製権侵害を理由に、書籍の発行の差止及び損害賠償等を請求した事件。当該事件において、被告は「各記事の著作者は、記事の最後等に記された各執筆者（『編集長』等）であり、原告名義の下に公表したものではないから、職務著作として原告に著作権が帰属するものではない」旨主張した。

(4)元学習塾の数学科の講師が、独立後、在籍中に執筆したテキストの著作権が自己に帰属するとして、学習塾に対し、複製権侵害を理由に、テキストの印刷・製本・発行等の差止及び損害賠償を請求した事件。本件テキストは職務著作に該当するか、また、著作権帰属に関する合意があったか等が争われた。なお、学習塾発行のテキストには、作成当初は執筆者名が記載されていなかったが、途中から、諸事情により、執筆者名が表示されるようになっていた。

(5)早稲田大学の名誉教授であった亡き建築家Dの遺族が、Dの著作したエスキースを掲載した書籍及び建築雑誌を発行した出版社に対し、複製権侵害、著作者人格権侵害を理由に、書籍・雑誌の発行の差止及び損害賠償を請求した事件。控訴人（原審被告）は、本件エスキースは職務著作であり、その著作権及び著作者人格権は建築家Dに帰属しているものではない旨等を主張した。

(6)「ゴーマニズム宣言」等の著者である漫画家が、その書籍の内容を批判する「脱ゴーマニズム宣言」等を発行した出版社に対し、無断で原告書籍の漫画のコマのカットが採録されたとして、複製権侵害等を主張した事件。採録されたカットの一部には、登場人物の顔に目隠しを施す変更やカットの配置を変える変更等がなされているものがあり、かかる変更部分について同一性保持権の侵害に該当するか否かが争われた。

(7)映画の著作物の著作者が、当該映画のテレビ放映及びビデオ化の際におこなわれたトリミングやテレビ用ビデオ作製に際してのコマーシャルの挿入等、当該映画の改変行為に対して、同一性保持権侵害を主張した事件。

(原稿受領 2007.3.15)